資料	2

自主防災組織の設立に向けて

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、地域の方々が自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。令和８年３月現在、本市の自主防災組織率は８１．８％であり、県内他自治体と比較して低い組織率となっています。

自主防災組織を設立されていない行政地区におかれましては、ぜひ設立のご検討をいただきますようお願い申し上げます。

自主防災組織への支援

・自主防災組織活動に対する補助金について

市では、自主防災活動（設立、資機材等購入、防災訓練実施、啓発事業等参加）に対する補助金交付を行っています。補助金の交付には申請手続きが必要となり、補助金額は以下のとおりです。

補助対象	補助の内容	補助金額の算定方法
自主防災組織の設立	区又は複数の区若しくは自治会等を単位として防災対策を行う組織を設立する際に係る経費に対する補助	世帯割額（世帯数×50 円）に均等割り額 10,000 円を加えた額と実支出額とを比較して少ない方の金額
防災資機材等の購入	自主防災組織が防災活動を行う上で必要な資機材の購入に係る経費に対する補助	限度額 補助初年度　300,000 円（自治会等で設立した組織は世帯数を基準に按分する。補助率は２分の１） 次年度以降　50,000 円（補助率は２分の１）
防災訓練の実施	自主防災組織が防災訓練を行う上で必要な経費に対する補助	世帯割額（世帯数×50 円）に均等割り額 20,000 円を加えた額と防災訓練に係る経費の実支出額の少ない方の金額経費に対する補助
啓発事業等の参加・実施	自主防災組織が啓発事業に参加・実施する上で必要な経費に対する補助 （対象経費の例） 防災士育成研修費、自主防災組織等で実施する視察研修に要する施設入場料等	１組織 15,000 円を限度額とし、実支出額と比較して少ない方の金額（飲食に対する経費は補助対象外）

自主防災組織の設立に向けてのご相談をお受けしています。ご不明な点や資料の請求等ございましたら、栗橋行政センターまでご連絡をお願いします。

問合せ先　栗橋行政センター　地域振興係　５３－１１１１

参考

なぜ自主防災組織が必要なの？

災害が発生した場合、行政をはじめ消防などの防災関係機関は、被害を最小限にとどめるため、総力をあげて防災活動に取り組みます（公助）。

しかしながら、東日本大震災や熊本地震などの地震による被害は、火災をはじめ、道路の寸断、建物の倒壊、断水や電力供給の停止などが同時に多発し、防災関係機関のみの活動では対処しきれないことが予想されます。

そのため、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力しながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要となります。

この共助の要となるのが、自主防災組織であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながることにより、災害による被害の軽減を図ることができます。

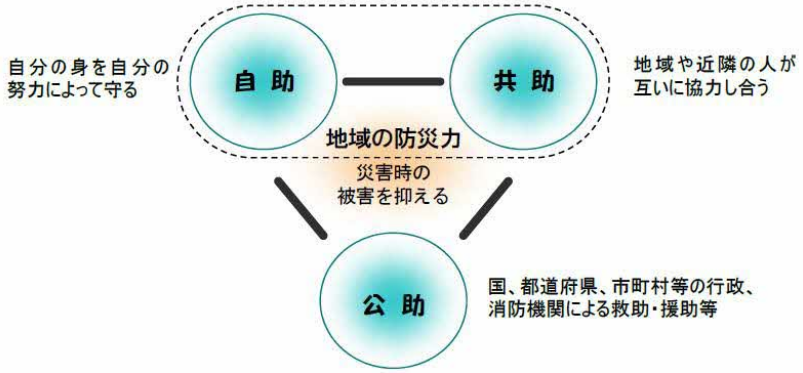

自主防災組織を設立するにはどうすればいいの？

自主防災組織を設立するためには、組織の母体となる行政区等において、地域住民の意向を確認し、設立の承認を得てから設立することが適当です。自主防災組織の設立に向けて、現在の行政区等がどのような状況であるか確認し、設立準備を進めていく必要があります。

〇設立に向けての活動をほとんどしていない場合

自主防災組織は、災害時の初動対応を組織的に実施することでその効果を発揮するものなので、設立に当たっては、組織を構成する住民の理解と協力が必要です。

したがって、規約作成等の設立準備の協力者を募るとともに、一人でも多くの住民が防災への関心を持てるよう、「地域でともに安心・安全な暮らしを守る意識」の啓発に努めます。

〇設立に向けて、中心となる役員など一部の住民の了承を得ている場合

役員を中心として、規約などの作成を進め、併せてより多くの住民の理解が得られるように啓発に努めます。また、組織の編成や役割分担についても決定し、組織図及び名簿を作成します。

〇行政区内の住民の了承を得ている場合

久喜市自主防災組織の設立届出に必要な書類を作成し、設立総会などにおいて、設立（規約や活動計画、組織編成等）について承認を得ます。